

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年10月1日 09時17分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市加太港北方沖 地ノ島灯台から真方位126° 800m付近 (概位 北緯34° 17.6′ 東経135° 04.0′)
事故の概要	漁船春光丸は、北進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年10月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 春光丸、3.2トン WK3-20788（漁船登録番号）、個人所有 第252-24997号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部キールに擦過傷 B 右舷船側部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、一本釣り漁を行う目的で加太港を出港し、漁場に向けて約10ノットの対地速力で同港北方沖を北進していた。 船長Aは、船首が浮上して正船首方に死角が生じている状況下、操舵室で手動操舵により操船していたところ、衝撃を感じてB船と衝突したことを知った。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、加太港北方沖で船首を東方に向けて漂泊し、操縦者Bが、船体中央部に座って釣りを行っていたところ、他船の機関音が聞こえるので周囲を確認し、右舷正横から接近するA船を認め、衝突の危険を感じて大声を発しながら手を振ったものの、A船と衝突して転覆した。 船長Bは、救命胴衣を着用しており、海に投げ出されたものの、船長Aに救助された。
分析	A船は、加太港北方沖を北進中、船長Aが、船首浮上により生じた死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船

	<p>に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、加太港北方沖で漂泊中、操縦者Bが、釣りを行っていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船に大声を発しながら手を振ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、加太港北方沖において、A船が北進中、B船が漂泊中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中に船首方に死角が生じる場合は、死角の範囲内に船舶が存在している可能性があるため、船首を左右に振るなどして死角を補うこと。</li> <li>・漂泊中においても、接近する他船を早期に認めることができるよう周囲を確認し、他船と衝突のおそれがある場合には、有効な音響による信号を行い、余裕のある時機に移動するなど、適切な措置を講ずること。</li> </ul>